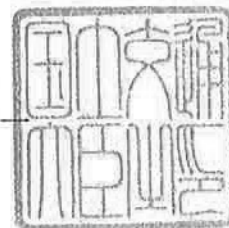


国海員第 167 号
令和元年 9 月 10 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 334 号

船舶設備規程等の一部を改正する省令案について

諮問理由

船舶設備規程等の一部を改正する省令案により船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）の一部を別紙に従って改正することについて、船員法第 110 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

旅客船に対し、以下二点を義務づけるよう所要の改正を行う。

- ① 損傷制御を担当する海員の配置を非常配置表に追加する。
- ② 少なくとも三月に一回、損傷制御操練を実施する。